

世帯主氏名 塩尻 太郎 様
現住所 塩尻市大字甲〇〇〇番地 1

住民税均等割非課税世帯物価高騰重点支援給付金 支給要件確認書

令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり支給予定額をお知らせします。
以下の内容を確認して、令和7年7月31日までに、この確認書を返送してください。

支給方法	口座振込
支給日	市福祉支援課で、受理した日から4週間後
支給口座	
支給額	30,000円

同封の案内チラシの電子申請をした場合は、この確認書の提出は不要です。

■世帯主の方が記入してください。 ※点線枠内をご確認ください。

【確認欄】（以下の項目を確認し、該当することを確認した上でチェック欄（□）にレを記入してください。）

☒ ①世帯の中に、住民税均等割が課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

☒ ②他の市町村から、本給付金（3万円給付）の支給を受けていません。

☒ ③他の市町村から受給した場合、本給付金（3万円給付）を辞退（返還）します。

・ 全てにチェックがある場合に限り、支給対象者に該当し、給付金が受け取れます。
（いずれか1つでもチェックがない場合は、支給対象者に該当せず、給付金を受け取れません。）

・ 租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象となりません。

・ 確認内容が誤っている場合は、給付金の返還を求める場合があります。

また、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

・ 上記のいずれかに該当する場合は、市区町村は本給付金の支給を辞退したとみなします。

・ 本給付金を受給しない世帯は給付金を受給しません ☐]

世帯主氏名及び確認日を必ず記入してください。

上記記入内容に相違ありません。

世帯主氏名	塩 尻 太 郎	確認日	令和 7 年 〇 月 〇 日	日中に連絡可能な電話番号	0263-52-02〇〇
-------	---------	-----	----------------	--------------	--------------

マイナンバーカードの保有のみでは振込できません。
事前にマイナンバーカードとの口座紐づけが必要です。

上記口座に代えて（または上記の口座が無い場合）、

☐ ①世帯主（申請者）名義の 公金受取口座 への振込を希望
※ マイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要。

☒ ②下記の口座への振込を希望します。（通帳等の写しが必要。長期間入出金のない口座を記入しないでください）

【受取口座記入欄】※②を選択した場合、下欄に記載の上、振込先金融機関口座確認書類、本人確認書類の両方を必ず添付してください。

ゆうちょ銀行を選択される場合は「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。

金融機関コード				支店コード			分類	口座番号（右詰めでご記入ください。）						
0	1	2	3	4	5	6	1. 普通 2. 当座	7	8	9	0	7	8	9
金融機関名				支店名			口座名義人	上段（フリガナ） ※必ずご記入ください。						
								下段 名義人漢字						
〇	〇	1	銀行	△	△	本店	シ	オ	シ	・	リ	タ	ロ	ウ
							塩	尻	太	郎				

※ ②の場合、口座番号の記載誤りがないか再度ご確認ください。
口座番号の記載誤りがあると、給付が遅れることがあります。
また、代理人が手続きを行う場合は、裏面の記入欄にご記入ください。

（注）金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りができない方は、給付金担当までお問い合わせください。

（市区町村使用欄）

受付No. _____



1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5

市区町村
受付印

裏面に続きます

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	フリガナ	申請者との 関係	代理人生年月日	代理人住所
	代理人氏名			
			明治・大正・昭和・平成 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()
上記の者を代理人と認め、 給付金の (確認・請求 受給 確認・請求及び受給) を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。			世帯主氏名	署名

振込先金融機関口座確認書類

※受給口座の振込先金融機関口座を確認できる書類の写し

表面上部の口座への振り込み。
※表面下部の

振込口座を確認できる書類の写し
(コピー) を添付
に記入した
してください

本人（代理人）確認書類

本人確認書類の写し（コピー）を
添付

本人確認書類の写し（コピー）を添付する場合

公金受取口座
未登録の方

マイナンバーカードがあれば、マイナポータルから簡単に
公金受取口座を登録いただけます。登録は給付金の支給要件
ではありません。

「公金受取口座」の概要および登録はこちら



（公金受取口座制度とは）

国民の皆さまが給付金等の受取のための口座をデジタル庁に登録いただく制度です。
今後の各種の申請において、申請書への口座情報の記載や通帳の写しの添付等が不要
になります。